くらしは文化 no.71

愛知県名古屋市

旧名古屋控訴院 地方裁判所区裁判所庁舎

厳粛な裁判を彷彿とさせる ネオ・バロックの控訴院建築

愛知県名古屋市の旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎は大日本帝国憲法下の控訴院（裁判所）として大正11（1922）年に建設された。現存最古の控訴院建築であり、煉瓦および鉄筋コンクリート造の大型近代建築として最後期のものである。国指定重要文化財※。

黒色の柱が並ぶ重厚な2階から美しい大理石の手すりをもつ階段が伸び、明るい配色の3階へと誘う。天井を飾るのは公明正大を表した日輪のステンドグラス。

豪華、壮麗なネオ・バロック様式は国家の威信を表すにふさわしい建築様式として当時、先進諸国で採用された。日本の近代建築において最後期に竣工した煉瓦造の大規模建築物。

①建物正面に高々と上げられたドーム ②かつては菊の紋章が飾られていた ③裁判の公正さを表す神剣と神鏡の装飾。

①2階の独立柱 ②3階の付け柱。いずれも柱上部は高度な漆喰塗りの技法でしつらえている。

3階会議室。モールディングで折り上げ天井を飾り、シャンデリアをつるす。腰板のアサノ式合板は日本で初期のもの
①ギリシャ雷文様や卵舌文様が見られる ②第二次世界大戦終結前まで天皇・皇后の写真を納めていた奉安所。

霜のような模様がある建設当初の結霜ガラス。

大正11年の名古屋控訴院第2号法廷の再現。法壇中央に3判事、左に検事、右に裁判所書記が法服で着席。手前右は弁護人。

控えめな装飾の1階階段。1階には留置場があり、裁判中の被告人や起訴されていない被疑者が一時的に収容された。

復原された独房。床は板張りで水道がある。

旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎は司法省営繕課が設計し、司法技師・金刺森太郎を設計監督工事主任として建設された。ネオ・バロック様式の建物は、正面中央にドームを頂く塔屋を建ち上げ、両翼に急勾配屋根の角屋を設ける左右対称の外観。雄大で均整がとれ、イギリス積みの煉瓦の赤色、付け柱の白色が織りなす色調の対比も美しい。古来、ドームは宇宙、天空を象徴する神聖な形とされており、厳粛な裁判が行われる神聖な場所を表したとも言われている。

玄関を入ると建設当時の材料・工法で復原した中央階段室となる。2階から吹き抜けの3階へは希少な大理石で手すりを装飾したT字型階段が伸び、踊り場で左右に分かれて回廊へと続く。アーチ型ヴォールト天井の中央には日輪を描いたステンドグラス。また、踊り場壁面には罪と罰が公正に釣り合うことを表した天秤の絵のステンドグラスがあり、背後の光庭から入る光で輝く。高度な技術による漆喰の装飾も見どころで、2階の黒色柱の上部には大理石模様を漆喰で描くマーブル塗り、3階回廊の黄色独立柱の上部は顔料を加えた漆喰を上塗りし、コテと手のひらで磨き上げる黄漆喰磨きが施されている。

奉安所のある3階会議室も調度品や絨毯ともども復原された。折り上げ天井を縁取る数段重ねの豪華なモールディング（くり形）、羽目板張りの腰板を玉杢のカエデを使った日本最初期の合板にするなどの特徴があり、重厚な雰囲気を今に伝えている。

この庁舎は、煉瓦造と鉄筋コンクリート造を併用した構造であること、また、大正12年の関東大震災以降は煉瓦造の建物が建てられなくなったことも合わせて、近代建築の変遷を示す例としても貴重な建築物である。

※名古屋市市政資料館として再利用するため、外観、中央階段室、復原会議室の3カ所に限って指定。

当初平面図

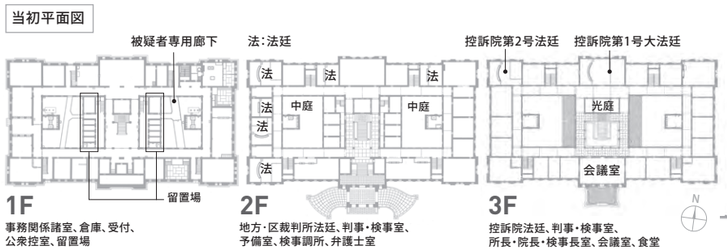

当初南北断面図

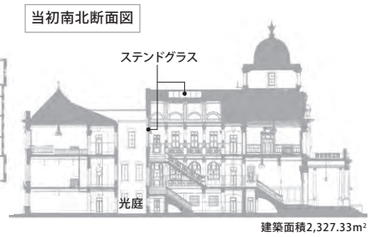

出典：重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎保存修理報告書 史料

用語説明

【控訴院】大日本帝国憲法下で大審院の下級、地方裁判所の上級にあった裁判所。現在の高等裁判所にあたる。全国に8ヶ所あった。

【金刺森太郎】福岡監獄、大阪控訴院、大阪監獄などでも工事主任を勤めた。

【ネオ・バロック様式】19世紀後半～20世紀初期にかけて欧米で流行した建築様式。

【ヴォールト天井】アーチ構築の原理を利用して、石や煉瓦などで造られた曲面天井。

【イギリス積み】煉瓦の小口面と長手面が見えるように交互に積む方法。

【結霜ガラス】にかわをガラスに塗り、乾かすと霜に似た模様が生じる。

【玉杢】ケヤキなどに見られる連環または渦状の杢目。銘木とされる。

愛知県東区白壁１丁目3
協力：名古屋市市政資料館

くらしは文化 バックナンバー